# 平成26年 高度実践看護師制度案

集計結果表

平成26年8月

2014年7月~8月に、「高度実践看護師制度(案)についてのご意見返信のお願い」依頼いたしました。 多くの会員校さまにご協力いただき、誠にありがとうございました。 皆さまからいただいた貴重なご意見を集計してとりまとめたものを掲載致します。

# 調査概要

●調査期間 2014年7月28日~8月22日

●アンケート対象数 234件

●アンケート回収数 74件

## 目 次

回答内容別 件数 · 構成比表

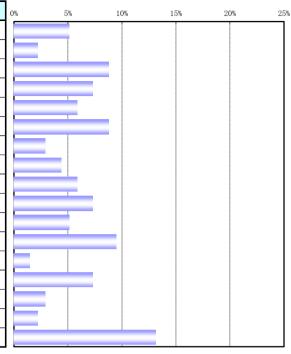
1頁

高度実践看護師ナースプラクティショナー教育課程についてのQ&A

2頁

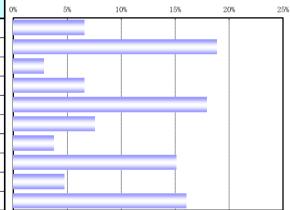
## Q1. 高度実践看護師制度案に関する課題や問題点について

全	体(延べ回答数)	137	100.0
1.	単位数が多い	7	5.1
2.	単位数・時間数が少ない	3	2.2
3.	教育課程の内容・審査基準が不明確	12	8.8
4.	教育内容の不足	10	7.3
5.	NPの役割の定義が不明	8	5.8
6.	NPとCNS・現行のNPの違いが不明確	12	8.8
7.	NPの認定制度が不明確	4	2.9
8.	医行為の範囲が不明	6	4.4
9.	法的責任が不明確	8	5.8
10.	制度の目的・必要性が不明	10	7.3
11.	制度の将来的見通しが不明	7	5.1
12.	教育課程の人材確保が困難	13	9.5
13.	学生の確保が困難	2	1.5
14.	修了生の実践の場の確保	10	7.3
15.	質の保証	4	2.9
16.	社会(国民)への周知	3	2.2
17.	その他	18	13.1



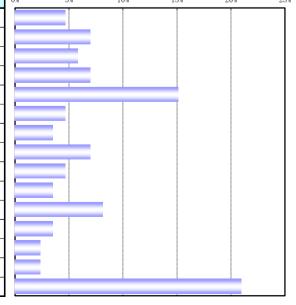
## Q2. 高度実践看護師制度案に関する不明点やわからない点について

全体(延べ回答数)	106	100.0
1.CNSとNPの教育課程の違い	7	6.6
2. 教育課程の内容・審査基準	20	18.9
3. 単位数:時間数	3	2.8
4.特定看護師、現行NP教育との違い	7	6.6
5.NPの位置づけ・定義・役割	19	17.9
6. NP資格と教育課程の認定	8	7.5
7. 医行為の範囲が不明	4	3.8
8. NPの活動	16	15.1
9. プライマリケア以外のNPの可能性	5	4.7
10. その他	17	16.0



## Q3. 高度実践看護師制度案に関する要望等について

全	体(延べ回答数)	86	100.0
1.	看護の専門性の維持・向上	4	4.7
2.	CNSがNPに移行できる教育	6	7.0
3.	NPの役割の明確化	5	5.8
4.	修了生像の明確化	6	7.0
5.	教育課程と基準の明確化	13	15.1
6.	時間数・単位数の強化	4	4.7
7.	教員の質の保証	3	3.5
8.	現行NP教育、特定看護師教育との調整	6	7.0
9.	看護協会・日本NP教育大学院協議会との協働	4	4.7
10.	HPなどの情報発信	3	3.5
11.	制度の必要性を示す	7	8.1
12.	政策的活動	3	3.5
13.	制度の見直し	2	2.3
14.	CNS制度の総括	2	2.3
15.	その他	18	20.9



### 高度実践看護師ナースプラクティショナー教育課程についてのQ&A

#### Q1. 高度実践看護師制度の必要性

・病院完結型の医療から住み慣れた地域や自宅での生活を支える医療へとシフトするなか、対象の日常生活圏において、自律して、健康問題を全体的に把握し、最適な医療やケアを選択、提供できる高度実践看護師が求められています。少子高齢化を背景とした国民の保健医療ニーズの高まりに応えるため、看護学に立脚したケアとキュアを統合させた能力を基盤とするグローバル水準の高度実践看護師を育成していくことが急務となっています。

#### Q2. 高度実践看護師制度の目的

・高度実践看護師は、対象のクオリティー・オブ・ライフの向上を目的として、個人、 家族、および集団に対して、キュアとケアの融合による高度な看護学の知識・技術 を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越し た看護ケアを提供する者です。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護 職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健・医療・福祉チーム内の調整、 倫理的課題の調整です。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領 域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映でき る開発的役割がとれる変革推進者として機能します。以上のような人材を育成する ことを目的として、高度実践看護師教育課程を、専門看護師教育課程及びナースプ ラクティショナー教育課程により構成します。

#### 【参考資料】

日本学術会議健康・生活科学委員会・看護分科会: 高度実践看護師制度の確立に向けて-グローバルスタンダードからの提言-日本学術会議、9月、2011年

http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-15.html

#### Q3. 高度実践看護師の役割と定義

- 1) 専門看護師の役割と定義
  - ・主に病院などの保健医療福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアと キュアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、 教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高 度実践看護師。
- 2) ナースプラクティショナーの役割と定義
  - ・病院・診療所と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、一定の範囲で自立的に健康上の問題の包括的アセスメントと治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師。

- Q4. 高度実践看護師教育課程修了生に想定される活動内容
- 1) 専門看護師コース修了生に想定される活動内容
  - ・主に病院など、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善します。
- 2) ナースプラクティショナーコース修了生に想定される活動内容
  - ・病院・診療所と連携し、主に老人保健医療施設、訪問看護ステーション、外来等の 保健・医療・福祉現場において、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者に一定の 範囲で自律的に健康上の問題の包括的アセスメントと治療的もしくは予防的介入 を行い、卓越した直接ケアを行います。
- Q5. ナースプラクティショナー教育課程の実習で行う医療行為の内容
  - ・医師と治療方針を共有し、看護師が実施できる医療行為を行います。
  - ・保健師助産師看護師法の範囲内で医療行為を行います。
- Q6. ナースプラクティショナーコースにプライマリケア以外の専門看護分野をつくる 可能性
  - ・社会のニーズにより、大学院から申請があれば高度実践看護師教育課程認定委員会 (仮称)で検討します。
- Q7. ナースプラクティショナー教育課程と専門看護師教育課程の違い
  - ・共通科目A(8単位以上)・B(6単位以上)はCNSコースと同様です。
  - ・専攻分野共通科目及び専攻分野専攻科目を合わせて、ナースプラクティショナー教育課程は22単位以上必要ですが、専門看護師教育課程は14単位以上必要です。 実習は、ナースプラクティショナーも専門看護師教育課程も同様に、10単位以上必要です。
  - ・ナースプラクティショナー教育課程は、包括的指示の範囲で、自律的に治療的もしくは予防的介入を行える能力を育成する教育課程とします。専門看護師教育課程は、ケアシステム全体を改善し看護実践を向上させる能力を育成する教育課程としています。
  - ・CNS が NP に移行できる配慮は、今後の検討課題です。
- Q8. JANPU ナースプラクティショナー教育課程と、現行ナースプラクティショナー 教育との調整
  - ・関連機関と話し合いを行っています。

- Q9. 特定行為に係る看護師の研修制度について
  - ・厚生労働省が計画している「特定行為に係る看護師の研修制度」については、それ ぞれの大学院で判断して下さい。

#### Q10. ナースプラクティショナー教育課程の審査方法

・日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定委員会(仮称)にプライマリケア 看護専門分科会を置きナースプラクティショナー教育課程を審査し、高度実践看護 師教育課程認定委員会で教育課程を認定する方向で検討中です。

#### Q11. ナースプラクティショナー教育課程修了者の資格認定(個人認証)

・ナースプラクティショナー教育課程修了者の資格認定(個人認証)について、 関係機関・団体と検討しています。

#### Q12. 高度実践看護師教育課程を教える教員の質の保証

・教員の質の保証については、高度実践看護師教育課程認定委員会(仮称)で審査要項に基づき審査しています。

#### Q13. 専門看護師制度の総括

- ・高度実践看護師教育課程認定の経緯をまとめ、高度実践看護師教育課程審査要項の 付録に追加します。
- ・専門看護師数・専門看護師の評価等については、日本専門看護師協議会のホームページに「CNS制度成立後の専門看護師(CNS)活動と評価」が掲載されています。

#### 【参考資料】

日本専門看護師協議会、CNS 制度成立後の専門看護師活動と評価、2014年9月 http://www.jpncns.jp/

#### Q14. 社会への周知

・これまでの検討内容を、学術の動向に掲載しています。

#### 【参考資料】

太田喜久子、小松浩子、内布敦子、田中美恵子、井上智子:特集 実践を変革する 高度実践看護師の発展をめざして、学術の動向、19(9)、53-77、2014

- ・プライマリケア教育課程基準及び高度実践看護師制度案集計結果について臨時総会 前に説明会を開催し、HPに掲示しました。
- ・平成27年2月臨時総会で高度実践看護師教育課程認定規程承認後、HPに平成27年度高度実践看護師教育課程審査要項を掲示しました。
- ・平成27年3月高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会を開催します。
- ・今後、新聞への掲載等広報を通じて社会へ周知します。